

教育長の所掌事務の一部を教育事務所の所長等に委任する規程の 一部改正について

令和4年3月22日

教育庁教育総務課

043-223-4143

1 主な改正点

- (1) 教育長の事務を委任する教育機関長の長から「博物館(房総のむらを除く。)の館長」を除く。(第三条第2項の表)
- (2) 教育長が委任する事務から博物館の「入場料及び駐車場使用料の減免を決定すること」を除く。(第三条第2項の表)

2 施行期日

令和4年4月1日